# 欧州経済統合と多国籍企業のグローバル化戦略 ――金融財政危機から政治危機へ――

高田太久吉

はじめに

5月に行われたギリシャとフランスの選挙結果は、金融財政危機への対応策をめぐって迷走するユーロ圏に深刻な政治危機をもたらしている。しかし、現在の政治危機は、これら二つの選挙結果によって新たに引き起こされたものではない。なぜなら、今回の選挙結果は、それが欧州政治に引き起こす重大な混乱を含めて、いずれも事前に予想されていたからである。

2008 年の金融危機発生以来独仏主導で進められてきたユーロ圏の危機対応策――財政危機に陥った「南」の加盟国に対し、IMF の協力を仰いで厳しい緊縮政策を強制し、合わせて「北」諸国の労働者に経済的犠牲を強いることで欧州統合を維持し、資本蓄積を進めようとする新自由主義的政策――が、単に経済危機の克服に逆効果であるだけではなく、不可避的に欧州を重大な政治的混乱に陥れるという予想は、かねてより多くの専門家の指摘するところであった。それにも拘わらず、今日まで独仏政府と EU 機関は、このような見通しのない自滅的路線から転換することができず、ギリシャを始めとする「南」諸国だけではなく、その他の諸国でも政情不安が深刻化するのを回避できなかったのである。

ところで、筆者が別の機会に詳しく説明したように、1980 年代以降新自由主義的な政治路線が世界的に強まったのは、決して歴史の自然な成り行きではない。それは、1970 年代以降の資本主義経済の構造的矛盾(資本の過剰蓄積)を資本の立場から克服するために財界と政府が連携して進めた政治的・政策的プロジェクトであった(拙稿 2011a)。そして、これまで米英のアングロ・サクソン型資本主義とは異なる福祉社会指向の混合経済(社会的市場経済)を目指していると考えられてきたEU諸国においても、過去 30 年の経済統合の過程で、全体としての経済政策の軸足が、次第に新自由主義的路線に移されてきたのである(Hermann,2007; Deppe & Felder,1993)。その結果、欧州資本主義においても、労使間の矛盾が激化し、福祉国家の安定化機能が損なわれ、内的不均衡と外的ショックに対する経済システムの調整機能が衰退したのである。

このように、今回の欧州危機(経済的、政治的、イデオロギー的危機)の歴史的原因が、欧州における新自由主義的路線の強まりに求められるとすれば、始めに「南」の金融財政危機として顕在化した今回の経済危機が、新たな新自由主義的危機対応策を介して、経済危機に止まらずユーロ圏全体を巻き込む重大な政治危機(市場統合の正当性喪失)へと発展したとしても、それは何ら不思議なことではない。

ここで改めて問うべき問題は、ローマ条約(1957)から、単一欧州議定書(1986)、さらにマーストリヒト条約(1991)を経て経済通貨同盟(EMU)へと、さまざまな経済的矛盾と外交的確執を克服して市場統合を実現してきた欧州において、どのような経緯で新自由主義的路

線が各国政府と EU 機関の政治的プロセスに浸透し、社会的市場経済の基盤を掘り崩し、 経済危機と政治危機の原因を作り出してきたのかということである。

欧州統合に関する最近の研究は、とくに独仏両国政府がさまざまな経済的・外交的摩擦にも拘わらず、繰り返される統合の危機に際して、つねに妥協と調整によって統合推進を選択してきた背景に、明確に意思統一された欧州財界の強い要求(市場統合とグローバル化戦略の結合)と積極的な働きかけ(ロビー活動)が作用してきたことを明らかにしてきた。そして、これらの研究によれば、このような欧州財界のグローバル化戦略に発する統合推進の動きは、統合の進捗に伴って欧州型資本主義を次第に「競争的資本主義」に変容させ、労使対立の激化、域内不均衡の拡大、経済格差の拡大、政府の調整機能の衰退をもたらし、結果的に、今回の未曽有の経済的・政治的危機の根源的要因を生み出してきたのである。したがって、目下の欧州危機の背景を理解し、欧州統合の現段階を歴史的に評価するためには、市場統合と欧州財界のグローバル化戦略との関係を立ち入って考察することが不可欠の作業と言えるのである。

### I 経済通貨統合を推進した欧州財界の動き

1957年のローマ条約によって欧州統合が動き出した後、67年の欧州共同体(EC)成立、経済通貨同盟(EMU)実現を共通目標として再確認した 69年のハーグサミットなどいくつかの進展があったが、実質的には1980年代になるまで市場統合はめだった進捗を示さなかった(Dyson,2008)。この停滞の最大の理由は、統合を主導する独仏両国の間の外交的・経済的軋轢が容易に解決できなかったことである。これに加えて、欧州の企業と財界団体、さらには労働組合や市民組織もこの歴史的動きに積極的に関与しようとはしなかった。とくに財界から見れば、欧州統合は石炭鉄鋼同盟(ECSC)として実を結んだジャン・モネの当初の構想が示しているように、さしあたり欧州の外交関係の枠組みにドイツをどのようにして組み入れるかという「ドイツ問題」をめぐる政治的・外交的な動きであり、直接に企業活動に影響する経済問題とは考えられなかったのである。

それだけではなく、1960年代には、ドイツ経済の高度成長をはじめ、欧州経済が比較的順調な成長を遂げた時代で、財界の主要な関心は自国経済の成長継続と米国市場への進出であり、自らの競争基盤として単一市場を創設するという発想はいまだ希薄であった。さらに、ブレトンウッズ体制の崩壊と石油ショックを経験した70年代には、肝心の市場統合の動きが停滞し、欧州通貨が相次いで為替レート切り下げに追い込まれ、有力メディア(Financial Times)が欧州共同体(EC)の「死亡記事」を掲載する状況で、財界は統合の実現自体を依然疑問視していた(Giorgiou,2010)。

この状況に一大転機をもたらしたのは、1970年代後半期以降世界的な成長率鈍化(スタグフレーション)を背景に、輸出増加に活路を求める大手企業の国際競争が活発化し、欧州の多国籍企業経営者の間に、市場統合への関心が高まったことであった。これらの経営者は欧州市場の統合が、米国企業や日本企業との競争に欧州企業が共同で対処し、自らの

国際競争力を強める有効な方途であると考えるようになった。また、この時期ミッテラン 仏大統領とコール独首相の間に市場統合にむけた政治的妥協が醸成され、市場統合の最大 の障害である「ドイツ問題」に解決の糸口が見えたことも、欧州の多国籍企業が、統合された欧州市場を共通の基盤として米日企業との国際競争に臨むという発想を共有し、欧州 統合の政治的動きに積極的に関与することを促した。

1980 年代初頭になると、米国におけるレーガン政権の成立(強いアメリカの提唱)とボ ルカーショック(大幅金利引き上げ)による世界不況が契機になって、欧州財界の内部で 経済不振を克服する方途として市場統合への積極的な関心が高まった。この変化をみて新 たな行動を起こしたのは、スウェーデンの大手自動車会社ボルボの最高経営責任者ペー ル・ジレンハマーであった。かれは、欧州企業が強まる国際競争に勝ち残るためには経済 成長を促進し、新たな産業を育成し、産業基盤を整備する欧州レベルの新しい政策 (Marshall Plan for Europe)が求められていると考えた。この政策を実行するためには、欧 州統合を進捗させられない政治家や統合に無関心な既存の財界ロビーをあてにするのでは なく、志を共有する財界人が結集し、他の欧州企業と経営者に対して積極的な呼びかけを 行い、市場統合の実現に向けて自ら政治的イニシアティブを発揮する必要があると考えた。 ジレンハマーは、まず欧州の代表的企業経営者の中から彼の発想に共感し、かつ政治的 影響力を備えた17名の経営者をリストアップし、これらの経営者の賛同を得て、米国のビ ジネス円卓会議(米国の有力 200 企業のトップ経営者が個人で参加する財界ロビー)に倣 った「欧州産業人円卓会議(ERT)」を設立(1983年)した。同時に、ジレンハマーは欧州 の他の有力経営者と経営者団体に接触し、ERT の目的と活動について幅広い財界関係者の 理解をとりつけた。

(註)以上の経過については Cowles (1995)を参照されたい。ERT それ自体についての詳細な調査資料は見当たらないが、簡単な紹介としては Prenner(2003)および Balanyá et al, (2000) pp.19-36.を見てほしい。なお Balanyá et al, ibid,巻末 Appendix 1 によれば、1999年現在 ERT のメンバーは 45 名に増加している。

それだけではなく、彼はかねてから親交のあったミッテラン大統領および彼の側近達と会合をもち、独仏の政治的妥協の必要性を訴え、大統領から市場統合への積極的賛同を引きだすのに成功した。また、彼は自らの豊富な人脈を利用して欧州委員会を始めとする欧州機構の中枢部と意見・情報を交換するチャンネルを確保し、以後 ERT はさまざまな会合、パンフレットやメモランダムの発行、声明その他の方法で財界の期待と要求を欧州委員会に伝えた。また、ERT から派遣された専門家の多くが、欧州委員会の専門家・ワーキンググループのメンバーとして参加し、欧州委員会の政策判断と意思決定に直接的な影響力を及ぼすようになった。この結果、欧州委員会が打ち出す貿易・労働・環境問題に関連する政策や指令の内容は、その多くがあらかじめ ERT によって準備されるか、ERT が伝達した要求をオーソライズしたもので占められるようになった(Corporate Europe Observatory,

2007; ALTER-EU, 2008).

ERT に集まった経営者達の主目的は、モザイクのような欧州市場を単一市場に統合し、これをベースにして企業活動を支えるインフラ整備や研究開発を進め、競争力強化のための新投資と産業再編を活発化することであった。このためにかれらが当面重視した課題は、欧州レベルの新投資を担当する共同ベンチャー・キャピタルを立ち上げること、および、欧州全体の地上輸送網を整備することであった。この課題に沿って、英仏を繋ぐユーロルート計画、北欧とドイツを結びつける大規模高速道路網建設、さらには、欧州全体にまたがる高速鉄道網の建設などの「耳目を引く」構想が打ち上げられた。

欧州市場統合の進捗に関連して言えば、ERT の最大の成果は 1986 年の単一欧州議定書 (Single European Act: SEA)の成立であったと言えよう。1980 年代前半期は、独仏間の政治的妥協の醸成をふくめ、各国金融政策のドイツ連銀への追随、財政政策の調整、さらには欧州委員会での全会一致原則の取り扱いなど、さまざまな側面で統合推進にむけて加盟国の「学習」が進んだ時期であった。1983 年以降、ERT はこの学習過程で先導者の役割を果たしたが、単一欧州議定書の原案を準備したのも、やはり ERT の主要メンバーの一人でPhilips 社(オランダの電機会社)の最高経営責任者ワイセ・デッカーであった(Dekker Plan; Europe 1990)。

デッカーは、1985年1月にブリュッセルで開催され、欧州委員会の委員の多くも参加した会合で報告し、1990年までに市場統合を実現するための課題とステップを一括的に提示した。それは、単一市場実現への具体的な行程表を明らかにしただけではなく、それに必要な域内貿易障壁の撤廃、政府調達市場の開放、技術基準の標準化、財政政策の調整の4つの課題を提起した。また、単一市場を創設するためには、欧州レベルの運輸システムとデータ通信システムの整備が不可欠であることを指摘した。

デッカープランが発表された直後に新たに欧州委員会委員長に就任したドロール(ミッテラン政権の元財務相)は、欧州議会での演説で、「国境なき欧州」という概念を提起し、デッカープランで提示された単一市場実現に向けての欧州財界の期待を欧州委員会の正式の方針として表明し、遅くとも 1992 年までに単一欧州市場を創出するという構想を打ち出した。このドロール構想は、直接には欧州委員会委員であるコックフィールド卿が作成した『白書』(White Paper: Single Market Program) を拠り所にしていたが、この『白書』自体が前記のデッカープランを下敷きにした文書であった。

この演説に沿って、ドロール委員長が政治的手腕を駆使して 1986 年に成立にこぎつけた 単一欧州議定書は、1992 年までに域内の貿易の障害を基本的に撤廃し、財だけではなく、 労働、資本、サービスの域内自由取引を実現し、1970 年の「ウェルナー報告」で構想され た目標を上回る高次の経済通貨統合(EMU)にむけて前進するという目標を掲げ、1992 年の マーストリヒト条約、さらには 93 年の(EU)成立にむけての進行予定表(time table)を正式 に確認した。

ただし、単一欧州議定書は、統合推進にむけての加盟国間の合意形成を重視する立場か

ら、加盟国間の法制度の調整については基本的なレベルに止める一方、全会一致原則を緩めて意思決定の迅速化を図り、欧州議会の立法権限強化に一定の配慮を加えた。また、今後の統合過程が加盟国の経済的・社会的統合性(cohesion)を過度に損なわないように配慮し、健康・安全基準を考慮した労働条件の確保、統合の経済的合理性についての理論的・技術的説明責任の保証、労使間の話し合いを始めとする労働慣行尊重など一定の社会政策的配慮を盛り込んだ。

その後、実際には独仏間の複雑な政治的・外交的確執は続いたが、1989 年に冷戦体制が崩壊し、東西ドイツの統一が喫緊の課題として国際政治の日程に上ったことで、EMU と単一通貨のもとにドイツ経済を組み込むというミッテラン大統領の戦略と通貨統合をテコにして市場統合を実現するというドロール構想(Delors,1989)が、欧州政治家の間で緊急性を帯びて受け止められるようになった。その際、ドイツ政府がマルクに代わる単一通貨の導入を受け入れる姿勢を明確にしたことで、市場統合の最大の障害が除去された。1989 年末にストラスブールで開催された欧州首脳会議では、EMU に関する政府間協議にむけて各国が準備に入ることで合意が成立し、これを受けて欧州委員会は単一通貨導入の経済的合理性(欧州最適通貨圏の理論)を説明する資料(One Money, One Market, 1990)を公表した。

(註) 東西ドイツの統一と EMU 成立との関連は今後解明されるべき問題である。単一通貨 ユーロ導入の政治的舞台裏を詳述したマーシュ(2011)は、ドイツが統一の見返りにマルク を放棄するという問題が正式の交渉の議題になったことはなかったと記している(訳書 226 ページ)。他方、フランスの有力政治家は、「ドイツの統一と欧州通貨同盟の創設との間には バランスがあった。両方のプロセスはベルリンの壁が崩壊してからともに加速化した」と述べている(同 234 ページ)また、EMU の経済的功罪を検討した一研究(Wyplosz, 2006)は、ドロール委員長が報告作成を急いだ背景に、ベルリンの壁崩壊が EMU の実現を政治的に加速するとの判断があったと指摘している。

ただし、経済通貨統合に向かって進むという政府間合意はドロール委員長の政治的手腕と冷戦体制崩壊という政治的要因によってのみ促されたわけではない。1986年の単一欧州議定書成立以降、ERTを中心とする欧州財界は、欧州議定書の内容の実現を政治家に促すための組織的活動を一層強化した。ERTは、組織強化のためにメンバーを拡大し、各国の統合実現に向けた進捗状況をチェックし、政府と政治家に一層の努力を迫るための組織作りに取り組んだ。ERTは、ロビー活動の陣容を強化し、サッチャー英首相を含む主要国首脳やドロール委員長を含むEC官僚上層部との接触を繰り返し、市場統合にむけて政治が十分なイニシアティブを果たさない場合には、欧州企業は投資を域外に移し替えるであろうという脅かしを伝え続けた。

(註)欧州市場統合をめぐる ERT の政治的役割について筆者が知る限りもっとも詳細な調査を行ったマリア・コウルズは、次のように記している。「財界指導者の特異な活動に目を向けないで単一市場計画が推進された背景を説明することは不可能である。ERT は、耳目を引く

プロジェクトや指導的官僚との会合を利用して、統合された市場の必要性を政治課題に押し上げることに成功した。欧州統合の歴史上初めて、欧州のトップ経営者達は自分たちを組織し、欧州政策を公に取り上げ、単一市場計画に関するアジェンダを設定した。ERT メンバーはマーストリヒト条約として実を結んだデッカープランを始めとするさまざまな提案と代案を効果的に提供した。企業経営者達は、単一市場を追求するドロール委員会の努力に政治的支援を与えた。さらに ERT メンバーは、政策的選好の変更に、したがって単一市場と単一欧州議定書をめぐる政府指導者の賛否を左右するうえでも、影響力を発揮した。なかでも、フランス大統領フランソワ・ミッテランに及ぼした影響は特筆すべきものであった。最後に、企業家グループは、単一欧州議定書成立後の数年間、1992年プロジェクト(マーストリヒト条約、引用者)の実現を確実にするために、国内と欧州レベルの政府指導者と財界指導者に呼び掛けることでも、決定的な役割を果たした」(Cowles, ibid, p.521)。なお、EUレベルの意思決定に影響を及ぼしているさまざまな財界および市民グループの活動の概況と、これをめぐる研究動向については、Eising(2008)を参照してほしい。

#### Ⅱ 欧州市場統合における新自由主義路線

1970年代から80年代の中ごろまで停滞していた欧州市場統合の動きが、1986年の単一欧州議定書の成立とその実現の筋道を示したドロールプランによって再始動することになった背景に、市場統合の推進をはかる欧州財界の要求と積極的なロビー活動が決定的な役割を果たしたことはすでに説明した。しかし、市場統合をめざす欧州財界の狙いは、かれらの活動が活発化した1980年代前半期から1990年代初頭の市場統合の実現を経て今日まで、必ずしも首尾一貫していたわけではない。

1970 年代末から 80 年代初頭にかけての時期は、イギリスにおけるサッチャー政権やアメリカのレーガン政権の成立に象徴されるように、政治的には新保守主義、経済政策の面では企業活動に対する規制を緩和し、労働組合を敵視する新自由主義的政策が世界的に強まった時期であった。しかし、市場統合を推進する欧州財界の立場は、米英で強まった新自由主義的政策とはいくつかの点で異なっていた。

第一に、欧州財界が期待する市場統合は、域内における交易の制度的障壁を取り除き、域内での財・サービス・資本・労働の自由移動を実現しようとするものであったが、かれらは域内市場を米国や日本の企業との国際競争に直接さらすことまでは考えていなかった。彼らの想定は、統合された市場を欧州企業の競争力をささえる基盤として確保しようとする保護主義的あるいは地域主義的側面をもっていた。また、欧州企業は、単に障壁のない単一市場の実現だけではなく、その内部において、欧州レベルのインフラ整備と産業基準の標準化を進めるために、各国政府による協調的で積極的な介入・投資を期待していた。さらに、かれらは域内における競争力強化のために産業再編と資本集中を促進する制度的要件の整備を求めていたが、米国企業が欧州企業を自由に買収することには警戒的であった。

第二に、欧州財界は、市場統合が域内の競争を活発化し、移民労働者の増加や労働条件の多様化をもたらし、労働市場の自由化と労働組合の交渉力低下が進むことを期待したが、加盟国に広く定着した労使共同決定の仕組みを根こそぎ廃止することまでは考えていなかった。財界は移民労働の積極的な導入が域内の賃金コストの抑制を容易にすると期待していたが、第二次大戦後に定着した社会保障制度や労働者の権利に正面から攻撃をかけることが加盟国間の矛盾と政治不安を招来し、市場統合自体を困難にすることを十分念頭においていた。要するに財界は、欧州における市場統合は、いわゆる欧州型多元主義や福祉国家の基本的な仕組みを基本的に継承しながら、段階的に進める必要があることを認識していたのである。

市場統合に対する欧州財界の姿勢にはこのように米英のレーガノミックスやサッチャーリズムとは異なる独自の立場と固有の矛盾が反映されていたが、市場統合をめざす欧州財界の政策をさらに複雑にしたのは、グローバル化のもとで強まる国際競争に対する戦略をめぐって、財界内部に基本的な立場の違いが存在したことであった。

EUの経済政策に及ぼした欧州財界の影響について興味深い一連の論文を発表してきたヴァン・アペルドーンは、単一欧州議定書を画期とする欧州統合の再始動によって、グローバル化をめぐる欧州財界の戦略的不一致はかえって表面化したと指摘し、財界内部のグローバル化対応戦略を以下の三つに整理している(Van Apeldoorn, 2006)。

(A) グローバル化と国際競争の激化を欧州企業にとって新たな、かつ不可避的な「脅威」と見なし、市場統合によって欧州企業のための巨大なホーム市場を形成し、これをベースにして国際競争に打って出ることをめざす新重商主義的戦略。これは主として伝統的産業分野の企業経営者の間で共有された戦略である。この立場からは、市場統合は域内企業の競争力強化の手段であり、競争の障害となる社会保障制度や労使慣行の「改革」が重要な目標に挙げられる。また、東方拡大を始めとする加盟国の増加(域内市場の拡大)もこの戦略と整合的である。

(B)域内市場の自由化は海外の競争企業にとっても適用されるべきであり、自由化を主軸とする市場統合によって欧州市場の魅力を高めると同時に、欧州企業がアメリカやアジアその他の地域においても積極的に市場と投資機会を獲得する可能性を重視する新自由主義的戦略。これは主として金融・サービスなどグローバル化が進む産業分野の経営者が支持する戦略であるが、自動車を始めとする産業企業のグローバル化に伴って幅広い産業にも支持が広がった。この立場からは、域内だけではなくグローバルな基準で交易と投資の障害を可能な限り除去する規制緩和、諸制度のグローバル標準化、企業活動への政府介入の制限が重要な目標に挙げられる。また、WTO交渉や多数国間投資協定の推進にも積極的である。

(C)主として労働組合や各種 NGO などが支持する戦略で、欧州型多元主義と福祉国家の成果を維持するために、統合された欧州市場を欧州レベルの公的規制のもとに「埋め込み」、社会的市場経済や労使共同決定に代表される欧州型社会モデルの新しい可能性を拡

大する戦略。欧州市場の保護を重視する企業経営者の間にも一定の支持があるが、大手 企業や多国籍企業の経営者の間では言うまでもなく少数意見である。しかし、市場統合 への労組や市民の支持を確保するためには財界も欧州委員会もこうした立場を無視する ことはできないという意味では、欧州統合の帰趨に少なからざる影響を与えた立場であ った。

ヴァン・アペルドーンによれば、欧州財界の間では言うまでもなく上記三つの戦略の中で(a)新重商主義的戦略と(b)新自由主義的戦略の二つが優勢であった。かれによれば、1983年にERTが設立された時期には、欧州の大企業経営者の多くは伝統的産業に属し、自らの競争力を発揮できる巨大で保護された欧州市場の成立を重視する新重商主義者であった。したがって、かれらが域内交易の障害除去を中軸とする単一市場の成立を強く支持したのは自然の成り行きであった。

しかし 1990 年代以降経済のグローバル化が急速に進展し、欧州多国籍企業の域外との交易や資本取引が増大するのにつれて、また、産業分野としてはグローバル市場を指向する金融・サービス分野の重要性が高まるのにつれて、欧州財界のグローバル化戦略をめぐっては、当初の新重商主義的・地域主義的戦略に代わって、多国籍企業のグローバルな活動に対するあらゆる障害の除去を求める新自由主義的戦略が次第に優勢になっていった。

後述するように、単一欧州議定書をへて EMU 成立、単一通貨導入を達成した後の EUの グローバル化への対応はなおいくつかの軌道修正を経験することになるが、そうした軌道 修正は、単に欧州委員会の貿易担当機関の政治的判断の変化だけではなく、かれらの判断 と政策立案に直接的な影響力を及ぼした欧州財界とそのロビー組織のグローバル化戦略の変化を考慮にいれて理解する必要があるのである。

(註)欧州財界のグローバル化戦略をより新自由主義的路線にシフトさせたもう一つの重要な要因は、市場統合をめぐる米国多国籍企業の要求とそのロビー組織の活動である。米国財界のために欧州市場統合に関する情報を収集し、欧州委員会を中心とする EU 機関に米国多国籍企業の要求を伝達する役割を果たしたのは米国商工会議所(American Chamber of Commerce:ACC)であった。ACC は、1978年に市場統合に関する情報収集と EU 機関に対するロビー活動のための内部組織として、米国商工会議所 EU 委員会(The EU Committee of AmCham)を立ち上げた。ACC/EU 委員会は、EU 機関との直接的なチャンネルを確保するために 1985年にブリュッセルに活動拠点を開設し、ERT や UNICE (全欧的な経営者団体の連合組織)と並んで、市場統合を推進する立場から EU 機関の政策立案プロセスに積極的な影響を及ぼすようになった。なお、1990年代以降の米国の対E U政策と ACC/欧州委員会の活動については、Peterson & Cowles(1998)を参照されたい。

#### Ⅲリスボン戦略に示された新自由主義路線

1990 年代初頭に欧州財界が望む単一市場(EMU)が実現した時期には、グローバル化が当初の予想を超えて進展し、その後、欧州の有力企業の域外取引と資本輸出が増加するにつ

れて、当初の地域主義的・保護主義的な統合戦略(新重商主義)はすでに多くの欧州企業 にとって時代遅れな戦略に変わっていた。

国連の調査によれば、世界全体の海外直接投資(FDI)は、1986 年の 880 億ドルから、90年には 2250 億ドルに、さらに 97年には 4240億ドルに増加したが、90年代を通じて、欧州企業は世界の海外直接投資の 3分の2を占めていた。国連貿易開発会議(UNCTAD)によれば、1992年にはすでに世界全体で 35000社の多国籍企業が 15万社の系列会社を海外に保有していたが、その数は 97年にはそれぞれ 53600社、449000社に増加した。ある研究によれば、欧州の売上高上位 19企業の域外取引の割合は、1987年から 2000年の期間に 34%から 46%に増加している。こうした企業活動のグローバル化が進んだ結果、欧州の有力企業の経営者と EU 機関の官僚たちの間で、当初の地域主義を脱皮し、むしろグローバル化に積極的に対応するために欧州市場を開放し、欧州レベルのインフラ整備と産業再編によって、企業の競争力を高めることが重要と考える勢力が次第に増加するようになった。欧州市場統合の戦略的重点が欧州市場の地域主義的統合から、グローバル化に積極的に対応する競争戦略に転換したことを象徴するのが、2000年 3月に欧州理事会が採択したリスボン・アジェンダ(European Parliament, 2000)であった。

採択された文書は、まず始めに経済のグローバル化と知識依存型化が急速に進んでいる 状況を指摘し、この変化に対応するために、今後 2010 年までの 10 年間にEUが直面する 新しい戦略的課題として、「世界でもっとも競争力のある、動態的で知識依存型の経済」の 構築を掲げている。そして、この課題を達成するための必要条件として、以下の 3 点を挙 げている。

- (A)知識依存型経済社会への移行を準備する情報化社会と研究開発のための政策、および、 競争力強化とイノヴェーションのための構造改革を域内市場の完成によって加速させる こと。
- (B)欧州型社会モデルの刷新、人的投資(教育・訓練など、引用者)、社会的排除との戦い。 (C)適切なマクロ経済政策ミックスの適用によって、健全な経済見通しと経済成長を促す 展望を維持すること。

以上のようなリスボン・アジェンダが採択された背景について、EUの競争戦略を分析した一研究(Bieling & Schulten, 2001)は、次のように解説している。1990年代を通じて欧州企業のグローバル化が進んだが、資本市場(証券市場)の統合は銀行市場に比較して依然として不十分な状態に止まっていた。財界の立場からは、競争的・知識依存型経済への移行に必要な基盤整備と産業再編を進めるためには資本市場の統合が不可欠であり、その指針として欧州委員会が作成したのが金融サービス・アクションプラン(1998)であった。これは、欧州における「株主価値重視の企業統治」強化をめざしたものであったが、これは同年カーディフで開催された欧州首脳会議で採択された、資本市場の強化を目指すリスクキャピタル・アクションプランとともに、欧州における金融市場統合の指針となった。さらに、知識依存型経済に関しては、2000年に"eEurope"と名付けられた別のアクションプ

ランが作成され、これら三つのアクションプランがリスボン・アジェンダの柱になっていた。

上記のビーリング/シュルテンによれば、リスボン・アジェンダは経済のグローバル化のもとで企業活動の自由拡大を求める欧州財界の要求を反映したものであり、とりわけ労働市場の自由化による労使関係の変容をねらったものであったが、必ずしも共同決定をふくむ欧州型労使関係の全面的な改変を意図したものではない。そこで目指されているのは、欧州型モデルに特徴的な協調主義的原則の廃棄ではなく、グローバル化する市場での競争力強化にむけたその適用である。

リスボン・アジェンダに示された欧州財界と欧州委員会の見解によれば、欧州統合の成功は多数加盟国の合意の確保と安定的な労使関係に依存している。これら二つの要件は、いずれもグローバル化と国際競争の激化によって脅かされる脆弱性を含んでいる。このため、欧州統合はグローバル化と国際競争がそれらの要件を根こそぎにしないやり方で進められなければならない。とりわけ、年金・保険・雇用制度を含む社会政策や、加盟国の主権に属する課税制度などの分野に EU 機関が直接踏み込むことは控え、これらの分野で必要な改革は、EU レベルでのガイドラインや評価基準設定(benchmarking)など強制力を伴わない誘導と、加盟国の自発的な相互学習に委ねるのが賢明である。また、労働組合や市民組織の要求は、それらが直接EUレベルの政治的議論にならないように個別問題別に整理し、できるだけ政府間の調整によって政治問題化するのを防ぐ必要がある。

このような、政治的統合や法制度の調整を急がず、経済統合に必要な加盟国の制度改革をできるだけそれぞれの政府の選択と「自己規制」に委ね、EU レベルの指令や EU 機関の権限行使を控える進め方は「開かれた調整方式(OMC)」と呼ばれた。そして、このようにグローバル化を念頭に置いた企業の競争力強化を前面に掲げながらも加盟国の主権を重視し、欧州型社会モデルと安定的労使関係を維持しながら市場統合を進めるリスボン・アジェンダは、欧州の財界だけではなく、ETUC を始めとする有力労働組合からも積極的に支持された。

(註)「開かれた調整方式」の詳細な説明は Radaelli(2003)、Noaksson(2006)他を見られたい。なお、ETUC を始めとする欧州の労働組合は、このような柔軟なやり方で市場統合を進める EU 機関と欧州財界の戦略の階級的性格と危険性を的確に分析できていない。例えば、ETUC のウェッブはリスボン・アジェンダに関して、「当初から ETUC はリスボン戦略を歓迎し、それが効果的に実行されることを呼び掛けてきた」と記した上で、2000 年 6 月以降 ETUC が繰り返しリスボン・アジェンダへの賛意を表明し、その推進を呼び掛けてきた事例を挙げている(http://www.etuc.org/a/652)。このため、欧州の労働組合は、リスボン・アジェンダの新自由主義的内容を批判できず、今後の市場統合を労働者・市民の立場に立った欧州型社会モデルの刷新に結び付ける展望を提示できてない(Storey, 2008)。

以上のように、リスボン・アジェンダは、グローバル化に焦点をあてて、欧州経済の競

争力強化と経済成長率引き上げを市場統合の最優先課題に掲げた点で、通貨統合を主軸に して市場統合を推進してきたドロールプランからの大きな軌道修正であった。先のビーリ ング/シュルテンによれば、この意味で「政治的に見れば、リスボンサミットは、欧州統 合をめぐる思想的相克の分水嶺を画した」のである。

しかしすでに述べたように、ここでは依然として、欧州財界だけではなく各国政府、労働組合、市民組織他の支持を取り付けるために、加盟国の主権と従来の欧州型社会モデルの継承に一定の配慮が加えられており、急激に進展するグローバル化と国際競争に全面的に対応しようと考える欧州多国籍企業の要求を必ずしも十分に満たすものではなかった。

実際には、一方で欧州経済を世界でもっとも競争的な経済に作り替え、他方で労働組合や市民組織が求める欧州型社会モデルを継承するという、二つの目標を接合したリスボン戦略は始めから大きな矛盾を内包していた。しかも、リスボン・アジェンダは、それら二つの目標がどのようにして同時に達成されるのかという点について、「知識依存型経済」への移行による経済成長率の引き上げと雇用創出という曖昧な展望以外に、説得力のある説明を提示していなかった。

当然のことながら、EU レベルの競争力強化のために加盟国に求められる制度改革や財政改革は、企業利潤の回復には貢献しても、当該国の労働者と市民には大きな「痛み」(社会保障制度の切り下げ、労働条件と賃金の面で労働者に求められる犠牲)を伴い、将来への不安を高めた。リスボン・アジェンダが成功の鍵として掲げた「知識依存型経済」に適応する労働スキルの普及とこれによる新しい雇用創出は、実際にはきわめて不十分にしか達成されなかった。失業率は緩やかに低下したが、新たに創出された雇用の多くは低賃金で不安定な雇用であった。さらに EMU 成立以降、単一通貨が導入された結果、ドイツを中心とする中軸国と「南」諸国との経済的不均衡が急拡大した。経済不均衡が拡大する状況下では、正式の指令や強制を控えながら加盟国の制度改革を進める「開かれた調整方式」は、十分な調整機能を果たすことができず、加盟国相互の間に「相互学習と協調」よりもむしろ無規律と不信感を増幅させる結果となった。

このため、2004年にブリュッセルで開催された欧州理事会は、リスボン・アジェンダの 進捗状況と成果を評価し、必要な手直しについて提言を求めるための「上級作業グループ」 を立ち上げることを決定した。2004年5月から10月にかけて集中的な検討を重ねた作業 グループは、11月に理事会に報告書(Kok, 2004)を提出した。

報告書は、実施から 4 年を経たリスボン・アジェンダの全体的な到達水準は「失望的」であり、今後目標が達成できるかどうかも不透明であるという判断を下した。リスボン・アジェンダが当初の目的を十分に達成できなかった原因は、世界的な IT バブル崩壊を契機とする金融市場の混乱とその後の成長鈍化、欲張った目標設定、「開かれた調整方式」の機能不全、優先目標の相互矛盾などであるが、決定的な理由は加盟国が十分な決意をもって改革に取り組まなかったことである。さらに報告書によれば、北米やアジアとの強まる競争を念頭に置けば、リスボン・アジェンダが設定した目標の緊急性はむしろ高まっている。

欧州は引き続き必要な改革を進め、生産性の上昇、雇用創出、生活水準の向上を達成し、 社会的統合性を維持しなければならない。このためには、とりわけ以下の 5 つの分野で取 り組みを強めることが重要である。

- (1)研究開発の進展を最優先し、IT機能を最大限に活用し、欧州社会を「知識社会」に作り変えること。世界的に優秀な研究者を引きつけるための新たな政策を導入し、知的財産権を強化すること。
- (2)財、資本、サービスの完全な自由取引が可能な単一市場を完成すること。ガス、電力、郵便、鉄道、航空など「ネットワーク型産業」と金融市場の自由化を進めること。さらに、政府補助金など公正な競争を損なう制度を制限すること。
- (3)企業の経営的負担を軽減し、新企業の設立を促進する措置、企業活動を支援する社会環境を創出すること。リスク資本市場の育成によって低廉な資金調達を容易にし、責任あるコーポレートガバナンスを実現すること。
- (4)就業率の引き上げ、生涯学習、女性の就業促進、高齢者の活用、労働力の国際的移動を容易にする社会保障制度、維持可能な年金制度を実現すること。
- (5)地球環境問題に取り組み、京都議定書の速やかな批准と順守を進めること。騒音、環境汚染などの社会的費用の内部化、持続可能な資源利用と廃棄物処理、エネルギー課税と環境責任の明確化を図ること。

このように、作業グループの報告はリスボン・アジェンダを補強する盛りだくさんの課題を列挙したが、その後の経過に照らして見れば、その多くが抽象的な作文の域を超えるものではなく、リスボン・アジェンダの目標達成に結び付く役割は果たさなかった。

## IV リスボン・アジェンダから「グローバル欧州」へ

前記の報告書が結論付けた通り、2000年代中ごろにはリスボン・アジェンダに沿った成長戦略とグローバル化戦略が所期の目標を達成できないことが誰の目にも明らかになった。欧州経済はリスボン戦略によって「世界でもっとも競争力のある」経済に変化するのに失敗し、経済成長率を二倍に引き上げ、失業率の大幅な改善を実現するという目標も完全に見失われた。このため、欧州財界と欧州委員会は、かれらの戦略をもう一度グローバル化の新しい進展に適応させるために、2006年に「グローバル欧州:世界での競争」と呼ばれる新しいグローバル化戦略を打ち出した(Commission of the European Communities, 2006)。「グローバル欧州」戦略の中核におかれたのは、第一に、二国間あるいは地域的自由貿易協定(FTAs)の拡大であり、第二に、多国籍企業のグローバルな活動の障害となるあらゆる規制を域内域外を問わず可能な限り取り払う自由化政策の推進であった。

「グローバル欧州」の原案は、2005年に欧州委員会の内部で作成された、EUの貿易政策を見直し、GATTのWTO交渉を促進するための文書(「貿易と競争力に関する個別報告」)であった。この文書の作成過程では、財界団体や財界人との非公開の会合が積み重ねられ、その度に文書は何度も書き換えられた。こうした会合で財界側の総意を代表したのは、少

数のエリート経営者の集まりである ERT ではなく、欧州産業経営者団体連盟(UNICE)と呼ばれる EU 加盟各国の中小企業を含む経営者団体で構成される財界ロビーであった。

欧州委員会が FTA を重視する新たな戦略を打ち出した背景は、GATT の WTO 交渉が、参加国で多数を占めるようになった途上国や国際的活動を活発化させる市民組織の批判によって、必ずしも一部工業国とその財界が望む高いレベルの貿易自由化を達成できなかったこと、とりわけこの交渉過程で欧州と米国の間のグローバル化をめぐる思惑の違いが表面化したことであった。このため、欧州財界は、高いレベルでの合意形成が難しい多数国間自由化協定に代わって、選別的に外交的手段が利用できる二国間を含む自由貿易協定の拡大により大きな期待をかけるようになったのである。

FTA 交渉では、財界側は輸出産業や金融・サービス産業が中心になって欧州委員会に優先的な交渉相手国のリストを示し、交渉を通じて実現すべき「自由化」の規準を提示し、交渉の妥結にむけてさまざまな支援を行う。WTO 成立後の FTA 交渉では、単に財の貿易だけではなく、投資自由化と投資家保護、金融・保険を含むサービスや政府調達市場の自由化、さらに、知的所有権のより強固な保護など新しい問題が重要な議題になった。

2000 年代後半期に入り、新自由主義的グローバル化の推進を目指した WTO ドーハラウンドの破綻が明らかとなった状況のもとで、TPP をふくむさまざまな地域的あるいは二国間自由貿易協定を目指す動きが世界的に強まった。こうした動きの最大の推進力となっているのは、激化するグローバル競争の中で激しい生き残り競争を展開する各国の多国籍企業を中心とする財界勢力とそのロビー組織である。政府と財界が交渉相手国と達成目標を選別し、政府間交渉を通じていわば各個撃破的に高いレベルの貿易・投資の自由化を実現することをめざす「グローバル欧州」戦略は、このようなグローバル化の現段階の状況に適応する欧州財界の最新の戦略に他ならない。

しかし、2008年の国際金融危機を契機にして顕在化した欧州の金融財政危機と、これがもたらした市場統合の深刻な危機は、リスボン・アジェンダから「グローバル欧州」へと繋がる欧州財界のグローバル化戦略が、それ自体大きな矛盾と限界を抱えていることを改めて明らかにした。

財界自身の思惑さえ超えて強まるグローバル競争のもとで、欧州企業の競争力強化を最優先しながら、「知識依存型」社会モデルへの移行によって良質の雇用機会を創出し、経済成長率を高めるという「二兎を追う」政策は、苦し紛れのカラ約束でなければ、まったくの幻想にすぎない。実際には、欧州多国籍企業は、競争力強化と収益確保を理由に雇用と賃金を削減し、これによって確保した利潤を、積極的な生産性向上につながる研究開発や設備投資ではなく、資本輸出の拡大と財務的運用(自社株買い、M&Aをふくむ)に振り向けてきた。

欧州企業のこのような行動は、一方では競争に勝ち残るためのグローバルネットワークを構築する必要から余儀なくされたものであり、他方では、資金の「効率的」運用と株価 上昇を求める国際金融市場(金融機関と機関投資家)からの要求に応えるためである。要 するに、グローバル競争と「経済の金融化」が歯止めなく進行する現代資本主義のもとでは、絶大な権力を与えられた多国籍企業の経営者でさえ競争圧力によって裁量権を厳しく制約されており、企業活動と資本市場に対する政府の包括的な規制・介入・誘導なしに、企業が競争的努力を通じて、豊富に良質な雇用機会を創出し、失業率の低下に貢献すると期待するのは夢物語になっているのである。

前記の「グローバル欧州」戦略は 2010 年をもって終了したが、この手直しされたリスボン戦略が最終的にもたらしたのは、欧州全体を巻き込んだ未曽有の金融財政危機であり、危機対応をめぐる各国政府と EU 機関の出口の見えない混乱である。要するにフランスとギリシャの選挙結果に表れた「民意」が意味しているのは、EUの経済政策を多国籍企業と大手金融機関を中心とする財界の政治的影響力から切り離し、労働組合や市民組織を含む多様な社会階層の要求を反映できる民主的な意思決定の仕組みを EU レベルで確立することなしに、これ以上統合の正当性を維持するはできないということである。

(註) EU 機関と欧州財界が今回の危機打開に展望を持つことができず、欧州の社会的統合確保と市場統合の正当性維持に深刻な不安を感じていることは、失敗に終わったリスボン戦略および「グローバル欧州」戦略に変えて、2010年3月欧州委員会が更なる新戦略「欧州2020:賢明、持続的、包含的な戦略(European Commission, 2010)」を打ち出した経過に表れている。この戦略は、今後10年間で20~65歳の成人の就業率を75%に引き上げ、GDPの3%をR&Dに充当し、就学率を引き挙げ、貧困者を2000万人減少させるという目標を掲げている。これらの目標設定から見えてくるのは、EU機関と欧州財界が破綻した競争重視のグローバル化戦略を見直し、再び域内経済の再建と欧州社会の統合性維持にこれまで以上の優先度を与えている様子である。この変化が欧州統合のリスボン・アジェンダ以来の欧州型新自由主義路線からの実質的転換を意味するかどうかの判断は、今後の検証に待たなければならない。

#### あとがき

欧州各国では、第二次大戦後米英とは異なる価値多元主義、労使共同決定、政府の積極的な調整機能を共通の構成原理とする福祉国家が形成されてきたが、これらの原理は1980年代以降加速したグローバル化と、それへの政策的対応を求める財界の要求によって次第に掘り崩されてきた。その結果、多くの国で社会保障制度の切り崩しが進み、労使対立の激化、経済格差の拡大、失業率の上昇、長期不況と財政危機が進行し、公的規制と社会保障制度を中心とする福祉国家の社会的統合機能が衰退すると同時に、金融市場の投機市場化が顕著になり、経済危機を深刻化させてきた。こうした欧州型社会モデルの変容を端的に示したのが、今回の金融・財政危機と、独仏主導のもとで進められたEUの危機対応政策であり、さらにはいまや欧州全体で深刻化する政情不安、極右勢力の目覚ましい伸長である。

今回の金融・財政危機が浮き彫りにしたのは、1957年のローマ条約から始まった欧州市

場統合の過程が、1999年の EMU 成立と単一通貨導入によって一応の目標を達成したが、 それが歴史的な統合過程の完成ではなく、一つの通過点に過ぎなかったという厳然たる事 実である。

EMUが単なる通過点に過ぎないということは、もとより新しい知見ではなく、すでにこれまで多くの識者によって繰り返し指摘されてきた。これらの人々の多くは、単一市場と共通通貨を基軸とする市場統合が実質的に完成するためには、加盟国全体の強固な政治的統合と、それによって可能になる高いレベルの政策調整の実現が不可欠であると指摘してきた。

しかし、今回の金融・財政危機とその後の経過が示しているのは、そのような現在では 「通説」ともいえる欧州統合のとらえ方が、市場統合と政治統合を二元論的に見て、それ らの在り得べき調和を想定する形式的な議論にすぎないということである。

金融・財政危機の根源にある問題は、単に市場統合が政治統合を置き去りにして進められてきたという統合の手法に関わる問題ではない。真の問題は、欧州統合を推進する政治プロセス自体が、グローバル化のもとでEUレベルでの競争政策を求める欧州多国籍企業の要求によって次第に支配されるようになり、EU機関と財界ロビーの密接な関係のもとで政治的意思決定における民主主義と多元主義が担保されなくなり、その結果、加盟国政府と EU 機関が、加盟国の主権および労働者・市民の権利を重視する欧州型社会モデルの調整と刷新に取り組むことを困難にしてきたということである。深刻な財政危機に苦しむ南欧諸国に対して実現困難な緊縮政策を一方的に押し付けてきた独仏主導の危機対応政策はこのことを端的に表わしている。

その意味で、今回の金融財政危機として発現した欧州統合の矛盾は、単に域内不均衡を始めとする経済的な矛盾に止まるものではなく、すぐれて政治的な矛盾である。したがって、欧州市場統合を再度展望の在る軌道に乗せるためには、とりあえず危機対応策としてギリシャを始めとする南欧諸国へのEUレベルの適切な支援強化が不可欠であるとしても、それで事足りるわけではない。市場統合の基本計画に責任を負う政治プロセス自体を財界と多国籍企業の支配から解き放ち、欧州委員会を始めとする EU 機関の意思決定の民主性・透明性を高め、市場統合に対するこれら機関の説明責任を抜本的に強化することなしに、経済危機の根源的要因を除去することはできないし、そもそも欧州統合の政治的・経済的正当性を維持することもできないであろう。

#### 参考文献

-----(2011a) 「経済危機と新自由主義の「危機」」唯物論研究協会『唯物論研究年誌』 第 16 号 (大月書店)

デイヴィッド・マーシュ『ユーロ』(田村勝省訳 一灯社 2011年)

ALTER-EU(Alliance for Lobbying Transparency and Ethics Regulation in the European

Union, 2008) Secrecy and Corporate Dominance: A Study on the Composition and Transparency of European Commission Expert Groups(March)

Balanyá, B. et al (2000) Europe Inc.: Regional & Global Restructuring and the Rise of Corporate Power, Pluto Press.

Bieling, H-J & T.Schulten(2001) Competitive Restructuring and Industrial Relations within the European Union: Corporatist Involvement and Beyond? WSI Discussion Paper(November)

Commission of the European Communities (2006) Global Europe: Competing in the World, Commission Staff Working Document (October)

Corporate Europe Observatory(2007) Lobbying the European Union by Committees, Briefing Paper(July)

----- (2008) Global Europe: An Open Door Policy for Big Business Lobbyists at DG Trade(October)

Cowles, M(1995) Setting the Agenda for a New Europe: The ERT and EC 1992, *Journal of Common Market Studies*(December)

Delors, J(1989) Report on Economic and Monetary Union in the European Community(April)

Deppe,F & M.Felder(1993) Zur Post-Mastricht-Krise der Europäischen Gemeinschaft, Philipps-Universität Marburg, Arbeitspapier Nr.10.

Dyson, K(2008) 50 Years of Economic and Monetary Union: A Hard and Thorny Journey, in *Reflections on European Integration* (eds. Phinnemore & Warleigh-Lack) Palgrave.

Eising,R(2008) Interest Groups in EU Policy-Making, *Living Reviews in European Governance*, Vol.3(May)

European Commission(2010) Europe 2020: A Strategy for Smart, Sustainable and Inclusive Growth, Communication from the Commission(March)

European Parliament(2000) Lisbon European Council 23 and 24 March 2000: Presidency Conclusions(March)

Georgiou, C(2010) The Euro Crisis and the Future of European Integration, *Issue*(October 14)

Hermann, C(2007) Neoliberalism in the European Union, *Studies in Political Economy*, Vol. 79.

Kok,J(2004) Facing the Challenge: The Lisbon Strategy for Growth and Employment, Report from the High Level Group(November)

Peterson, J. & M.G. Cowles (1998) Clinton, Europe and Economic Diplomacy: What Makes the EU Different? *Governance: An International Journal of Policy and Administration*, Vol. 11, No. 3 (July)

Noaksson,N(2006) Bridging the Delivery Gap in the Open Method of Co-ordinatin – Learning to Expect Less in Order to Get More, European Trade Union Institute(March) Prenner,M2003) ERT – European Round Table of Industrialists, Neoliberaler Think Tank der EU? Universität Wien.

Radaelli, C.M(2003) The Open Method of Coordination: A New Governance Architecture for the European Union? Preliminary Report(March)

Storey,A(2008) The Ambiguity of Resistance: Opposition to Neoliberalism in Europe, Capital & Class, vol.96(Autumn)

Van Apeldoorn B(2006) The Lisbon Agenda and the Legitimacy Crisis of European Socio-Economic Governance: The Future of 'Embedded Neo-Liberalism' Paper to be Presented at the 4<sup>th</sup> convention of the CEEISA(June)

Woll,C(2006) Trade Policy Lobbying in the European Union: Who Captures Whom? MPIfG Working Paper(October)

Wyplosz,C(2006) European Monetary Union: The Dark Sides of a Major Success, CEPR *Economic Policy*(April)